

**耐震補強工事を
セットで行う場合に限り！**



**更に！ 瓦屋根
耐風改修工事の補助金**

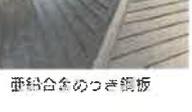


最大 55.2万円

を上乗せして
ご利用できます

**工事の前に
耐風診断が必要です！**

補助対象

瓦屋根		スレート屋根	金属屋根	
粘土瓦	セメント瓦	スレート	金属瓦	金属板
				
				
				

詳細は裏面をご覧ください。

- <担当窓口>
- 浜松市建築行政課 建築耐震グループ
〒430-8652 浜松市中区元城町103-2 (浜松市役所4階)
TEL 053-457-2473
 - 浜松市北部都市整備事務所
〒434-8550 浜松市浜北区貴布祢3000 (なゆた浜北3階)
TEL 053-585-1154

まずは
ご相談
ください！



注意：通信料は
利用者のご負担
となります。

1.耐風診断【耐風診断助成事業】

【対象建物】

- 令和3年12月31日以前に建築された建築物の屋根であって、瓦（粘土瓦、セメント瓦に限る）で葺かれたもの。
- かわらぶき技能士等による耐風診断を行うもの
 かわらぶき技能士等：かわらぶき技能士、瓦屋根工事技士、瓦屋根診断技士をいう。
 耐風診断：瓦屋根の緊結方法が、令和4年1月1日以降の告示基準（建築基準法で規定する構造方法）に適合しているか否かを確認するもの。

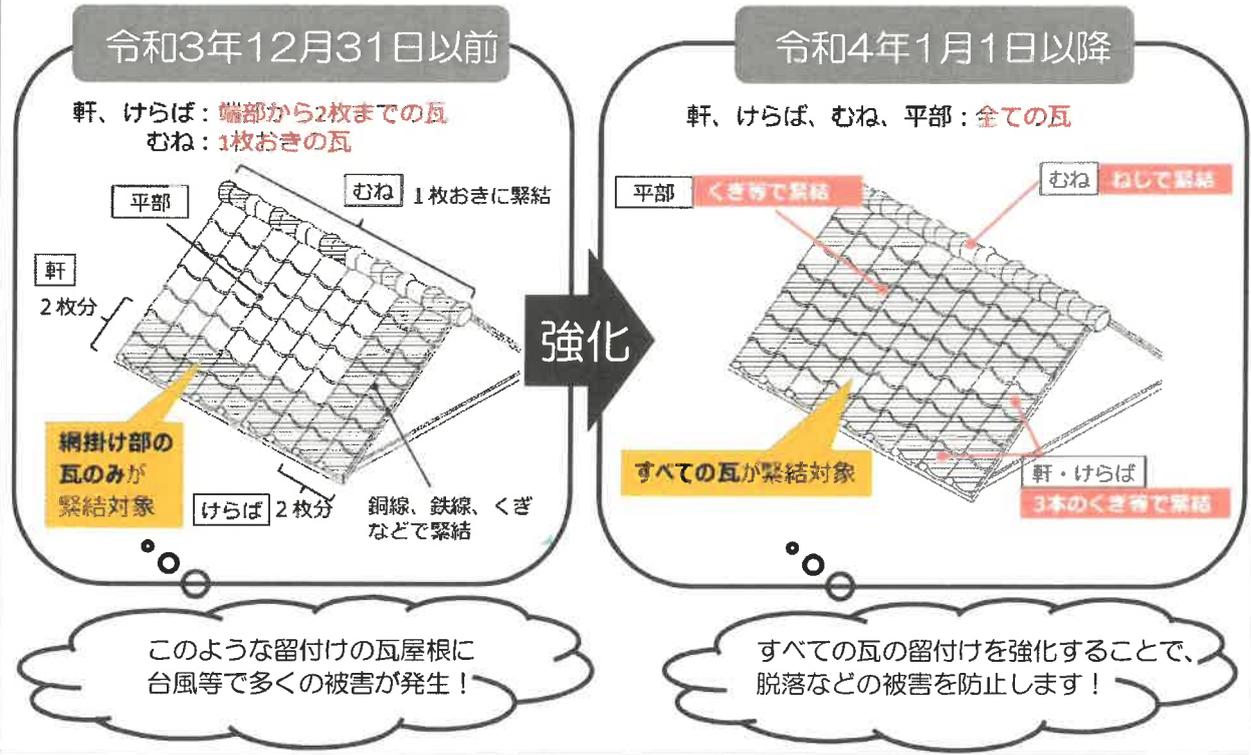
【申込者】

所有者または居住者

【補助額】

補助率	対象事業費の2/3以内
補助額	最大 2.1万円

～告示基準（建築基準法で規定する構造方法）～



2.改修工事の実施【耐風改修助成事業】

【対象建物】

- 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で、耐震診断の結果、上部構造評点1.0未満と診断され、木造住宅耐震補強助成事業と併せて瓦屋根の耐風改修工事を実施するもの。
- 令和4年1月1日以降の告示基準（建築基準法で規定する構造方法）に適合する屋根に改修するもの（屋根の全面を改修するものに限る）。

【申込者】

所有者または居住者

【補助額】

補助率	対象事業費の23%以内
補助額	最大 55.2万円